

(厚労省医療裁判外紛争解決 (ADR) 機関連絡調整会議資料)

平成 22 年 3 月 26 日

## 愛知県弁護士会紛争解決センターにおける医療 ADR

愛知県弁護士会紛争解決センター運営特別委員会

副委員長 弁護士 増 田 卓 司

### 1 愛知県弁護士会紛争解決センターの概要

#### (1) 設置

平成 9 年 4 月 本会に「あっせん・仲裁センター」設置

平成 11 年 4 月 西三河支部に「あっせん・仲裁センター」設置

平成 20 年 6 月 ADR 法第 5 条に基づく法務大臣の認証取得  
「紛争解決センター」に改称

#### (2) 概要

ア 取扱事件：民事紛争全て

医療事件も対象→この部分が「医療 ADR」

イ 申立件数：平成 19 年－308 件（本会：273 件、西三河：35 件）

平成 20 年－316 件（本会：282 件、西三河：34 件）

平成 21 年－292 件（本会：258 件、西三河：34 件）

ウ 管 轄：制限なし

エ 手 続：①和解のあっせん、②仲裁

当事者一方からの申立→相手方の応諾により開始

※ 相談前置はとっていない

オ 費 用：申立手数料：1 万 5 0 0 円

期日手数料：なし

成立手数料：解決額に応じて（原則：当事者折半）

ex 100万円：6.4万円、500万円：17.6万円

カ あっせん・仲裁人候補者（本会、西三河支部）

弁護士：153名、カウンセラー：3名、建築士：29名

不動産鑑定士：8名、土地家屋調査士：2名、国際商事：1名

キ 専門委員：医師：3名、歯科医師：2名

ク 運営：運営特別委員会、ADR調査室

## 2 医療事件について

### （1）あっせん・仲裁人

原則：弁護士1名選任（通常は、医療事件の代理人経験のない弁護士）

例外：事案に応じて3名まで選任

※ 平成21年8月、東京三会方式（医療側代理人経験のある弁護士、患者側代理人経験のある弁護士、経験のない弁護士の3名体制）による審理制度を導入。

医療側・患者側の代理人経験のある弁護士のあっせん・仲裁人候補者は各8名。

現時点では東京三会方式の実施例なし。

### （2）医師の専門委員制度

趣旨：あっせん・仲裁人の医療知識を補充

候補者：消化器外科1名、整形外科1名、産婦人科1名、歯科2名

候補者の選任は大学病院の推薦による

### （3）実績

本会の過去3年間の実績は別紙のとおり

### （4）実例（過去3年間）

- ア 子宮頸癌見落としによる子宮全摘例
  - 虫垂炎見落としによる死亡例
  - 脳梗塞見落とし例
  - 硬膜外ブロック注射による神経損傷例
  - お産事故（分娩監視不十分）による脳性麻痺後死亡例
  - 投薬指示ミスによる症状悪化例
  - 病院内転倒
  - 説明のないままの人工肛門設置例
  - 急変（危篤）時に病院から連絡がないまま死亡した例
- イ 抜歯後の三叉神経痛残存例
  - 抜歯時の舌神経損傷例
  - 抜歯後の骨髄炎例
  - 虫歯治療後の咬合不全例
- ウ 美容整形外科手術前の説明不足に関する例
  - 脂肪吸引術後のめまいなどに関する例
- エ 鍼灸院の治療後のしびれ・痛みの残存例
  - 整体院での施術後の体調不良例

#### （５）特徴

- ア 有責事案における賠償額確定だけでなく有責性に争いが有る事案についても解決
- イ 説明会の代替として利用
- ウ 医療事件に習熟した代理人の選任率が高い
- エ 医療側の応諾率が高い
- オ あっせん・仲裁人の医療知識の補充・・・医師専門委員の活用

以上

愛知県紛争解決センター（医療ADR） 過去3年の実績

		平成19年		平成20年		平成21年		合 計	
申立件数		24件		37件		40件		101件	
代 理 人 選 任	申立人	13件	54.2%	19件	51.4%	28件	70.0%	60件	59.4%
	相手方	20件	83.3%	31件	83.8%	32件	80.0%	83件	82.2%
	双方	10件	41.7%	18件	48.6%	22件	55.0%	50件	49.5%
弁 護 士 仲裁人数		1人：22件 2人：2件		1人：37件		1人：40件		1人：99件 2人：2件	
医師専門 委員数		1人：1件		1人：1件		1人：3件		延べ：5人	
応 諾		20件	83.3%	33件	89.2%	30件	93.4%	83件	89.2%
						(回答32件中)		(回答93件中)	
終 結 結 果	和 解	12件	50.0%	15件	40.5%	10件	25.0%	37件	36.6%
	取 下 げ	6件	25.0%	5件	13.5%	1件	2.5%	12件	11.9%
	終了宣言	5件	20.8%	10件	27.0%	10件	25.0%	25件	24.8%
	継 続	1件	4.2%	7件	18.9%	19件	47.5%	27件	26.7%
						(内回答待8件)		(内回答待8件)	

(和解により終結した事件について)				
第1回期日から終結までの日数	最短：48日 最長：257日 平均：107.8日	最短：1日 最長：204日 平均：81.9日	最短：1日 最長：197日 平均：92.3日	最短：1日 最長：257日 平均：93.1日
審理回数	最低：2回 最高：6回 平均：4.1回	最低：1回 最高：5回 平均：3.1回	最低：1回 最高：6回 平均：3.4回	最低：1回 最高：6回 平均：3.5回
解決額	最低：10万円 最高：3700万円 平均：600万円	最低：3万円 最高：500万円 平均：147万円	最低：3万円 最高：2250万円 平均：435万円	最低：3万円 最高：3700万円 平均：371万円